○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　桶川市大字上日出谷字弥勒二六八番一から同市大字上日出谷字殿山七六〇番二六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

百四十一号　小諸市丙字水押三九五番一から同市丙字水押四〇六番七まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

十八号及び百四十一号　小諸市丙字青木四〇七番一から同市丙字青木四二六番一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県埴科郡坂城町大字坂城字大反田九三五八番四地先から同町大字坂城字大反田九三九四番一まで	前	一一・五〇～一三・四〇（メートル）	一・〇五二（キロメートル）
	後	一三・七〇～一七・六〇（メートル）	一・〇五二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

十八号　長野県埴科郡坂城町大字坂城字大反田九三五八番一地先から同町大字坂城字大反田九三九四番一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稲敷市江戸崎字原乙四六二番一から同市江戸崎字中谷原乙二四五番一まで	前	三八・一〇～七八・七〇（メートル）	一・一六〇（キロメートル）
	後	三八・一〇～八六・八〇（メートル）	一・一六〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十三日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　稲敷市江戸崎字原乙四六二番一から同市江戸崎字中谷原乙二六九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十三日

○近畿地方整備局告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十三日

近畿地方整備局長　上總　周平

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　県道和歌山橋本線改築工事（和歌山県伊都郡かつらぎ町大字島字前田地内から同町大字東渋田字宮ノ本地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに一級河川付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字島字前田及び字風呂ノ坂、大字東渋田字北井田、字中井田、字丸毛、字土井、字三ノ鳥居、字西中及び字宮ノ本並びに大字西渋田字今西地内

2　使用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字島字前田及び字風呂ノ坂、大字東渋田字北井田、字丸毛、字三ノ鳥居及び字西中並びに大字西渋田字今西地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田字北浦地内から同町大字東渋田字宮ノ本地内までの延長1,841mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道和歌山橋本線改築工事及びこれに伴う附帯工事並びに一級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道和歌山橋本線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う一級河川四邑川の従来の機能を維持するための付替工事は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用さ